

A31 理事に対して毎月の理事報酬とは別に賞与を支給した場合には、原則としてその賞与の額は法人税法上の損金とは取り扱われませんので、注意が必要です。

平成 18 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度においては、役員に対して支払われる臨時的な給与は役員賞与として取り扱われていました。

しかし、平成 17 年に会社法が公布され、役員報酬と役員賞与が一本化されたことにより、平成 18 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度においては、従来は損金として認められなかった役員賞与についても一定の要件を満たすものは損金とすることが認められています。

法人が役員に対して支給する給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しないものの額は損金にはなりません。

したがって、役員に対して賞与を支給する場合であっても、一定の届出期限までに納税地の所轄税務署長に所定の時期に確定額を支給する旨の定めを届け出ているものについては、事前確定届出給与として損金になります。

ただし、この届出が出されていないもの、届出を提出している場合であっても、その賞与の支給時期や支給金額が事前に届け出た定めと異なるものについては、事前確定届出給与に該当しないため、全額損金にはなりません。